

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成26年12月26日

京都市教育委員会
委員長職務代理 星川茂一

京都市教育委員会規則第5号

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

京都市教職員の給与等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

別表第4(16)の項中「以上」を削り、「, 10日」を「10日, 当該子を3人以上養育する教職員にあっては10日に当該子の数から2を減じた数を加えた日数」に改める。

附 則

この規則は、平成27年1月1日から施行する。

(教育委員会事務局総務部教職員人事課)